

新宿区指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス
独自基準の趣旨及び内容について

1 認知症対応型共同生活介護（介護予防）の設備基準について

（指定基準：第 113 条 指定介護予防基準：74 条）

ユニット数を増やすことにより、土地の有効活用によるグループホームの整備の促進を図る目的から、指定認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防）の、1 事業所あたりのユニット数の上限を 3 とします。

2 認知症対応型通所介護（介護予防）、小規模多機能型居宅介護（介護予防）、認知症対応型共同生活介護（介護予防）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスの非常災害対策について

（指定基準：第 76 条、102 条、128 条、149 条、177 条、202 条 指定介護予防基準：30 条、59 条、86 条）

首都直下型地震等に備え、利用者の安全を確保するため、各事業所の事前の防災対策の促進を図る目的から努力義務を規定し、その内容については、以下のとおりとします。

（1）家具等の転落・落下・移動の防止について

家具等の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック（東京消防庁ホームページ参照のこと）等を参考に対策を講じること。

（2）飲料水、食糧、必要な物資の備蓄について

① 飲料水、食糧の備蓄量の目安は 3 日分。なお、外部の被災者等のために、余分に備蓄することが望ましい。

② 3 日分の備蓄内容（例）

ア 水（1 人当たり 1 日 3 リットル、計 9 リットル）

イ 主食（1 人当たり 1 日 3 食、計 9 食）

ウ その他必要な物資

③ その他必要な物資（例）

ア 毛布又はそれに類する保温シート

イ 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー、紙おむつ等）

ウ 敷物（ビニールシート等）

エ ラジオ、懐中電灯、乾電池

オ 救急医療薬品類

カ その他利用者の状況に応じた必要品目

（3）必要と認める措置（例）

① 事業所内のガラス飛散防止策

② 事業所の所在する地域の危険度の確認

③ 従業員の防災知識、防災行動力の習得

④ 事業継続計画（BCP）の作成

⑤ 飲料水、食糧の備蓄の維持・管理

⑥ その他事業所の状況に応じた必要な措置